

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 みなづき

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県北松浦郡佐々町石免 1108 番地 3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 8 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 9 月 4 日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	秋月 誠一	佐々病院管理者
理事	秋月 静子	
同	吉田 治正	医師
同	秋月 純子	
同	秋月 美穂	
監事	村田 絵理	税理士

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
精神病院	佐々病院	長崎県北松浦郡佐々町石免 1108 番地 3	精神病床 147 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和4年5月23日 令和3年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (3) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

- (4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

- (5) そ の 他
なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 3 - 2

法人名 医療法人 みなづき
所在地 長崎県北松浦郡佐々町口石免1108番地3

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,688,655	I 流動負債	77,858
現金及び預金	1,559,508	買掛金	5,775
医業未収金	123,921	未払金	22,303
たな卸資産	2,305	預り金	7,587
前払費用	929	代表者勘定	29,502
その他の流動資産	2,752	納税充当金	12,691
貸倒引当金	△ 760		
II 固定資産	202,349		
1 有形固定資産	187,779	II 固定負債	75,616
建物	137,630	長期借入金	75,616
建物附属設備	39,471		
構築物	59		
車輻運搬具	8,324		
什器備品	2,295		
		負債合計	153,474
2 無形固定資産	1,528	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,528	科目	金額
		I 資本金	3,000
		II 資本剰余金	
3 その他の資産	13,042	III 利益剰余金	1,734,530
その他の固定資産	13,042	利益準備金	1,750
		別途積立金	90,000
		繰越利益剰余金	1,642,780
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,737,530
資産合計	1,891,004	負債・純資産合計	1,891,004

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 みなづき

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 長崎県北松浦郡佐々町石免1108番地3

財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	1,891,004 千円
2. 負 債 額	153,474 千円
3. 純 資 産 額	1,737,530 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,688,655
B 固 定 資 産	202,349
C 資 産 合 計 (A+B)	1,891,004
D 負 債 合 計	153,474
E 純 資 産 (C-D)	1,737,530

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 みなづき
理事長 秋月 誠 一 殿

私は、医療法人 みなづきの令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月23日

医療法人 みなづき

監事 村田 絵理